

一般社団法人日本P Vプランナー協会
令和8年度「関東地区会セミナー」

説明会・事前周知チェックリスト よくある指摘事項について

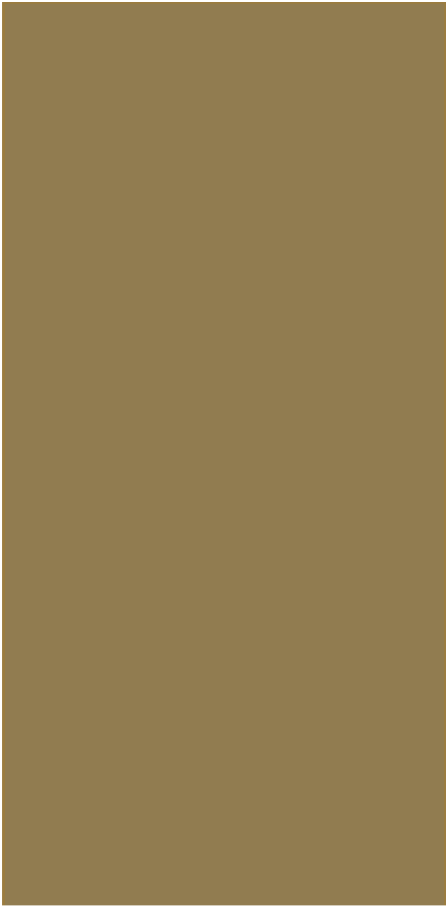
2026年7月10日

一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会(FOURE)

目次

1. FOURE/REASPについて
2. 再エネ特措法に基づく説明会等の趣旨・目的
3. 説明会・事前周知の実施対象
4. 説明会・事前周知の開催時期
5. チェックリスト/間違いやすいポイント
6. 終わりに





FOURE/REASPについて

Chapter 1

The Association for Reciprocal Revitalization
of Renewable energy and Region

1. FOURE/REASPについて



一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会

設立	2021年6月設立
設立目的	日本における主力電源としての再生可能エネルギーの地域導入を普及促進し、各地域と再生可能エネルギーが共生し相互に発展することで、地域に裨益する再生可能エネルギーの導入拡大並びに脱炭素社会の実現を目指す。
会員数	55団体（2026年6月時点）
代表理事	西田 恵介（東急不動産株式会社 取締役 常務執行役員 環境エネルギー事業本部管掌 環境エネルギー事業本部長）
理事	中村 創一郎（株式会社Loop 代表取締役社長 CEO） 佐藤 厚範（オリックス株式会社 執行役 インフラ事業部門 環境エネルギー本部長） 青山 英明（株式会社まち未来製作所 代表取締役 兼 CEO）
主要事業	再生可能エネルギーの地域導入拡大並びに脱炭素化に向けた ● 情報発信及び提供に関する事業、情報収集及び研究開発に関する事業 ● 調査・研究の受託及びコンサルティング事業 ● ビジネスモデルの構築・提案・推進に関する事業 ● 設備投資、資産の保有・運用並びに情報システムの企画・開発・保有・運用に関する事業 ● 講演会・セミナーの企画・開催に関する事業 各関係省庁並びに各関係団体との連携並びに協力

1. FOURE/REASPについて

FOUREでは、「地域マッチング」「地域共生」「情報発信」の3分野を中心に活動を展開

①地域マッチング

自治体と事業者を「つなぐ」



<主な取組>

- ・脱炭素先行地域支援
- ・自治体との連携協定
- ・自治体ヒアリング、マッチング
- ・環境省、経産省との連携強化

全国各地の脱炭素化を推進する自治体と連携して、施策の検討や自治体と企業のマッチング等を実施。2025年度は約15自治体と連携。

②地域共生

地域に裨益する取組を実行する



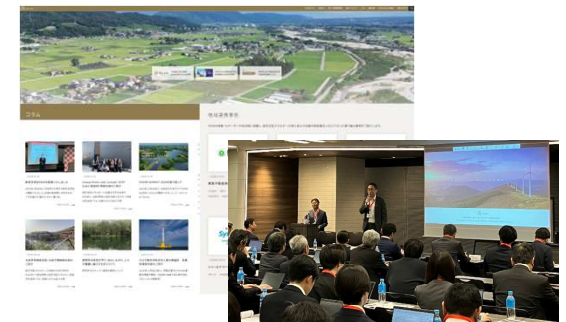
<主な取組>

- ・ふるさと納税サイト
- ・環境教育プログラム

自治体ニーズ等を踏まえて、連携する自治体と地域に裨益する取組を推進する。環境教育をはじめ、再エネ推進自治体をピックアップしたふるさと納税の支援などを実施。

③情報発信

“良い再エネ”を発信する



<主な取組>

- ・協会サイトにおける情報発信
- ・環境省と連携した情報発信
- ・各種イベントの主催、協賛
- ・事務局活動を通じた情報交換

当協会サイトを活用した、再エネに関しての情報発信に加え、環境省や経産省とも連携をし、広く“良い再エネ”を広めていくための取組を推進。

1. FOURE/REASPについて



正会員(S-B会員) 18社	C会員 27社	自治体 10自治体	FOUREサポーター 3社
東急不動産株式会社 株式会社Loop オリックス株式会社 清水建設株式会社 シン・エナジー株式会社 東急建設株式会社 日本風力開発株式会社 芙蓉総合リース株式会社 株式会社まち未来製作所 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ 株式会社SBI新生銀行 株式会社オーエフ 株式会社サンライフコーポレーション 株式会社G&ECO 株式会社地域エネルギーイニシアティブ 東テク株式会社 株式会社ファイバーゲート 株式会社リエネ	株式会社ACCESS 伊藤忠商事株式会社 ヴィーナ・エナジー・ジャパン株式会社 株式会社エクソル SMFLみらいパートナーズ株式会社 SBパワー株式会社 株式会社エナリス 株式会社エンブルー 大阪ガス株式会社 株式会社関電エネルギーソリューション 株式会社GARDE 京セラコミュニケーションシステム株式会社 株式会社グローバル シナネン株式会社 株式会社西武ホールディングス 株式会社 長大 千代田化工建設株式会社 デジタルグリッド株式会社 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会 社 東京センチュリー株式会社 株式会社東光高岳 株式会社東北銀行 西松建設株式会社 パシフィックコンサルタンツ株式会社 三井住友信託銀行株式会社 三菱HCキャピタルエナジー株式会社 四電エンジニアリング株式会社	かすみがうら市(茨城県) 酒田市(山形県) 所沢市(埼玉県) 市川市(千葉県) 銚子市(千葉県) 十日町市(新潟県) 茅野市(長野県) 大阪市(大阪府) 東大阪市(大阪府) 宮崎市(宮崎県)	一般社団法人 Climate Integrate 一般社団法人Media is Hope 株式会社モデルノ

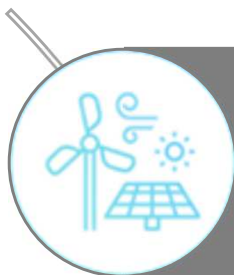
1. FOURE/REASPについて



一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会(REASP)

設立	2019年12月設立
設立目的	日本における主力電源としての再生可能エネルギー発電を長期安定的な電源として普及促進し、エネルギー安全保障の強化と国民生活水準の向上に寄与するため、事業者団体として再生可能エネルギー事業の継続と将来に向けて安価でクリーンな電力供給を目指す。
会員数	163団体（2026年6月時点）
代表理事	佐藤 厚範(オリックス株式会社 執行役 環境エネルギー本部長)
理事	土居 聖(ENEOSリニューアブル・エナジー株式会社 常務執行役員) 河原 慈大(株式会社東芝 執行役員 エネルギーアグリゲーション事業部 事業部長) 岩渕 直樹(RWE Renewables Japan 合同会社 日本代表 兼 社長) 西田 恵介(東急不動産株式会社 取締役 常務執行役員 環境エネルギー事業管掌 環境エネルギー本部長) 藤田 孝(カナデビア株式会社 顧問(風力発電事業担当))
主要事業	再生可能エネルギーの長期安定化のための情報発信及び提供に関する事業 再生可能エネルギーの長期安定化のための情報収集に関する事業 長期安定電源に関する研究開発に関する事業 試験発電所の保有、売電のため必要な事業 研修の企画、実施等の運用に関する事業 各関係省庁への具申 等

1. FOURE/REASPについて



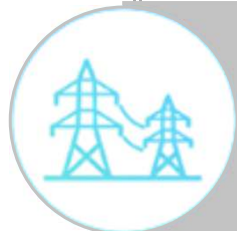
長期電源開発委員会

- ・再生可能エネルギーの主力電源化に向けた課題の検討
- ・検討テーマ例：FIP制度、開発迅速化・柔軟化、蓄電池活用（電源安定化委員会との連携）非化石証書、パネルリユース/リサイクル等



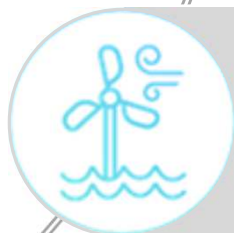
電源活用委員会

- ・本格的な非FIT/FIP時代のPPA拡大を見据え、小売り・需要家・アグリゲーターも交えた電力市場のあり方の検討
- ・地域との共生のあり方、エネルギーの地産地消、低圧太陽光発電の集約、営農型太陽光発電の普及の検討



電源安定化委員会

- ・再生可能エネルギー大量導入時の電源安定化に関する課題の検討、最新の制度・技術動向の共有
- ・検討テーマ例：出力制御量の低減対策、系統混雑対応、調整力の脱炭素化（蓄電池の活用）等



洋上風力委員会

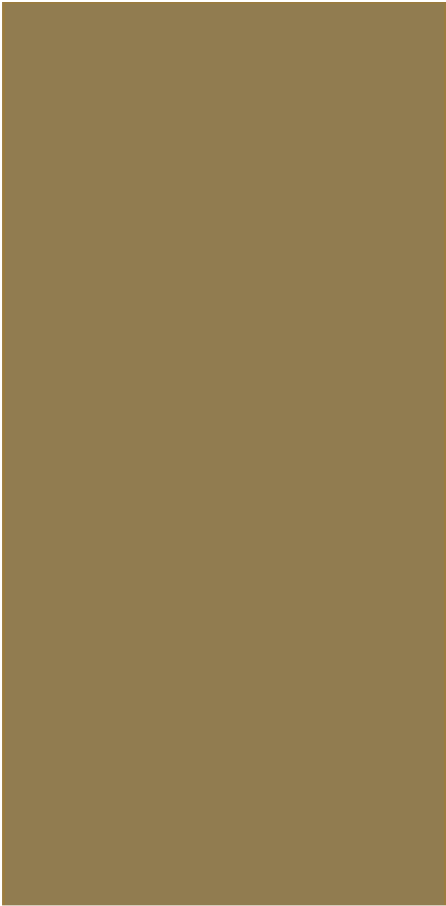
- ・洋上風力発電の導入促進にあたっての政策、制度の課題及び対応策の整理（漁業者との調整による案件形成、環境アセス、基地港等のインフラ整備、航行安全確保、事業安定化支援策等）

電源活用委員会のWGで、
住民説明会チェックリストを作成
2025. 8. 22

【再エネ特措法に基づく説明会及び事前周知措置 チェックリスト】 Ver.1 (2025年8月22日発行)

目次	
シート1：説明会等の実施要旨の検討	P1
シート2：実施すべき措置の検討	P4
シート3：実施時期及び実施回数等の検討	P6
シート4：説明会の準備及び実施	P11
シート5：事前周知措置の準備及び実施	P20
シート6：説明項目及び説明事項	P23

制作：一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）
協力：一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）
一般社団法人日本PVフロンティア協会（JPPA）
監修：森・濱田松本法律事務所 村上拓亮、山崎友利子



再エネ特措法に基づく説明会等の趣旨・目的

Chapter 2

The Association for Reciprocal Revitalization
of Renewable energy and Region

2. 再エネ特措法に基づく説明会等の趣旨・目的

説明会義務化の背景

再エネの導入による地域住民の懸念が顕在化。法令遵守できていない設備や地域で問題を抱えている設備が存在。こうした地域での懸念の解消に向けて2024年4月より説明会等の実施が求められることとなった。

トラブル例

- ・ 土砂崩れによる崩落
- ・ 柵塀の設置されない設備
- ・ 景観を乱すパネルの設置

目的

- 再エネ発電事業者が周辺地域の住民へ適切な情報提供を行うこと
- 地域の懸念への対応を通じた再エネ事業への理解促進と信頼を醸成すること
- 地域と共生した再エネの導入を図ること

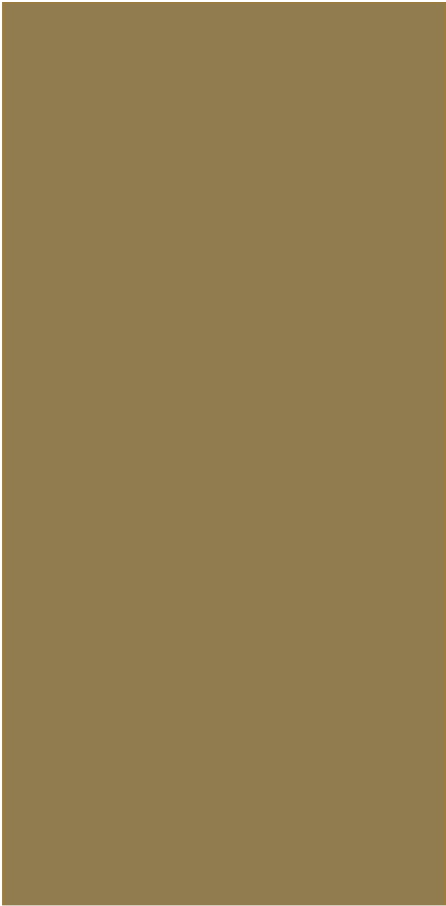


【出典】資源エネルギー庁 制度のパンフレット「説明会及び事前周知措置のポイント」

総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー主力電源化小委員会(第1回)

ミスにより説明会やり直しが多発したことを踏まえチェックリストを作成

ガイドライン
パブコメ×4
パンフレット、...



説明会・事前周知の実施対象

Chapter 3

The Association for Reciprocal Revitalization
of Renewable energy and Region

3. 説明会・事前周知の実施対象



対象となる事業

- FIT/FIP認定を受ける再エネ発電事業
- ※ 出力規模/設置形態/場所に依じて要件が異なる
 - ※ 住宅用太陽光(屋根設置)など一部事業は対象外

		住宅用太陽光 (※2)	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧 (50kW未満) ※住宅用太陽光、屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域等に 影響を及ぼす 可能性が高い エリア (※1)	外	説明会／ 事前周知措置を 要件としない	説明会／ 事前周知措置を 要件としない (努力義務として求める)	事前周知措置の 実施が必要(※3)	説明会の開催が必要
	内				

※1 ①森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法の許可の対象エリア、②土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む)又は土石流危険渓流、
③条例において自然環境・景観の保護を目的として保護エリアを定めている場合における当該エリアをいいます。

※2 出力が10kW未満の太陽光発電事業をいいます。

※3 低圧電源であって、事業者の認定申請に係る再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内に、当該事業者と同一の事業者等が実施する再エネ発電事業の実施場所がある場合において、それらの事業に係る電源の出力の合計値が50kW以上となるときは、説明会を開催する必要があります。

3. 説明会・事前周知の実施対象

既認定のFIT/FIP事業であっても、以下の変更をする場合は、説明会等の実施が必要

説明会又は事前周知措置(※1)を実施すべき計画変更の内容

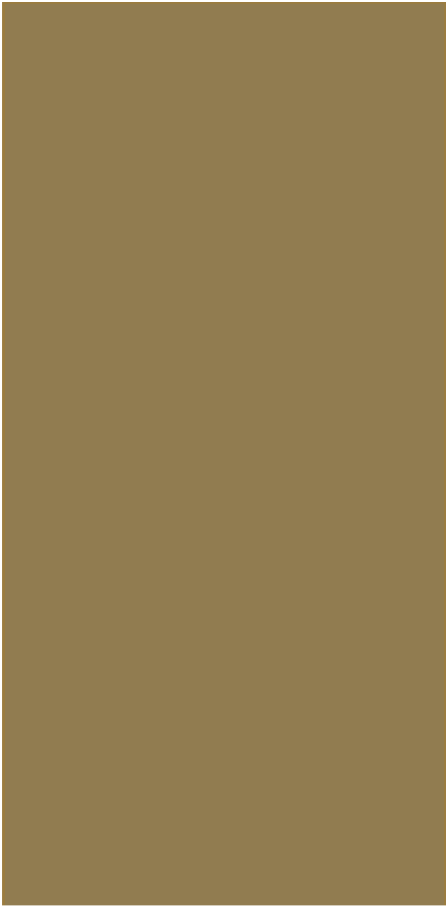
- 事業譲渡、合併又は会社分割等を原因とする認定事業者の変更
- 認定事業者の密接関係者(※2)の変更
- 再エネ発電設備の設置場所の変更
- 認定出力又は太陽光パネルの合計出力を20%以上又は50kW以上増加させる変更
- 認定出力又は太陽光パネルの合計出力を、新規認定の日又は直近で行った説明会及び事前周知措置の日のうちいずれか遅い日から起算して、累計値で20%以上又は50kW以上増加させる変更
- 計画変更によって、新たに説明会又は事前周知措置の実施が必要となった場合

※1 説明会の開催又は事前周知措置の実施のいずれが必要となるかは、計画変更後の計画内容を前提に、上表(説明会又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲)のいずれに該当するかによることとなります。

※2 密接関係者とは、以下の者をいいます。

- (1) 認定事業者の社員(認定事業者が持分会社の場合)
- (2) 認定事業者に対する議決権の過半数を保有する株主(認定事業者が株式会社の場合)
- (3) 認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
- (4) 上記(1)～(3)の者の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社)

【出典】[資源エネルギー庁 制度のパフレット「説明会及び事前周知措置のポイント」](#)



説明会・事前周知の開催時期

Chapter 4

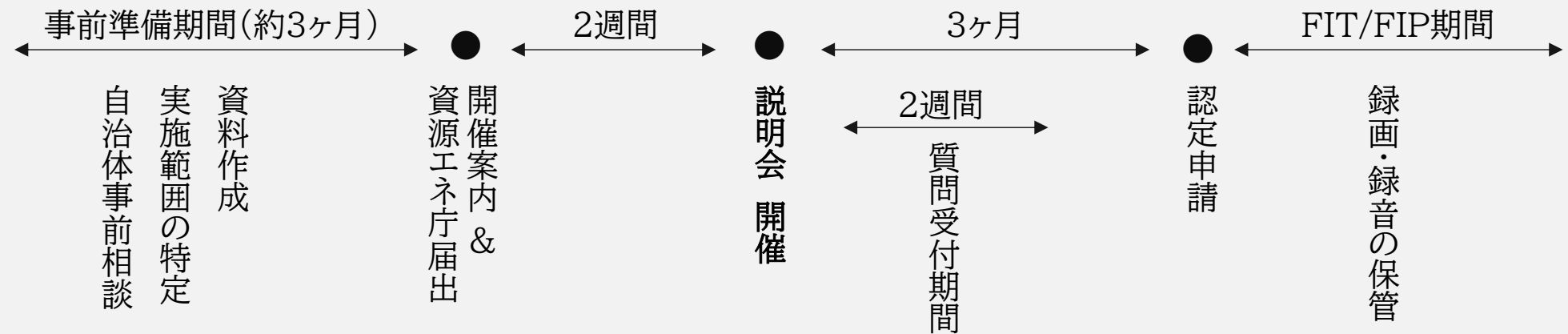
The Association for Reciprocal Revitalization
of Renewable energy and Region

4. 説明会・事前周知の開催時期

再エネ特措法に基づく説明会は、原則として認定申請日の3ヶ月前まで

※ただし、関連法令許認可が必要な場合や、環境アセス対象案件は開催時期や回数が異なるため、ガイドライン第3章第2節をご参照ください。

説明会のスケジュール(イメージ)



⚠ 事前相談の注意点

- ・説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲を市町村に相談し、該当がある場合は、追加すること
- ・少なくとも以下書類の提出が必要
 - ✓ GL付録1・2
 - ✓ 説明会配布資料
 - ✓ 周辺地域住民の範囲が分かる地図等

⚠ 開催案内の注意点

- ・ポスティング等の実施日を記載すること
- ・認定地番 全筆記載すること
(代表地番 + 他○筆はNG)
- ・開催場所の地図を添付すること
- ・既設でも着工時期・運転開始時期を記載しておくのが安全

⚠ 質問受付の注意点

- ・質問の提出先となるメールアドレス、郵送先又はURLは、事業者のものとする
- ・変更認定申請の場合、変更後の新認定事業者の情報を記載する必要がある点に留意

4. 説明会・事前周知の開催時期

説明会は、「周辺地域の住民」に対して実施が必要。「周辺地域の住民」の範囲は以下のとおり。

- ① 再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が一定の範囲内の居住者（※1）
- ② 再エネ発電事業の実施場所に隣接する土地／建物の所有者
- ③ 市町村への事前相談を踏まえ、市町村から「周辺地域の住民」に加えるべきとされた者

※1 一定の範囲は、次の場合に依じて以下の範囲をいいます。

- （Ⅰ）低圧電源の場合：100m
- （Ⅱ）高圧電源又は特別高圧電源の場合（次の場合を除く）：300m
- （Ⅲ）環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る）の場合：1 km

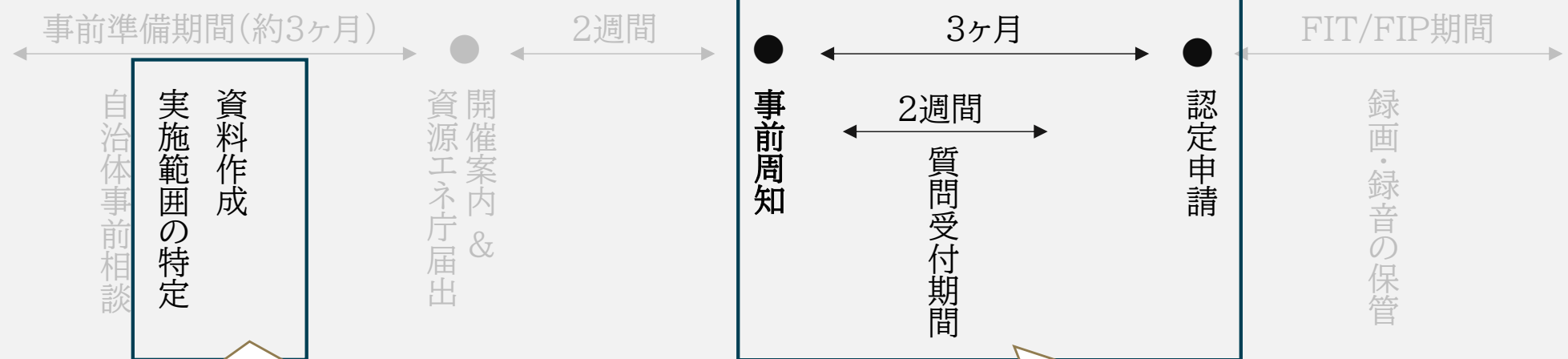
4. 説明会・事前周知の開催時期

再エネ特措法に基づく事前周知は、原則として認定申請日の3ヶ月前まで

事前周知の場合は、自治体相談や開催案内・エネ庁への届け出は不要。

周知範囲は、敷地境界線からの水平距離が100mの範囲内の居住者に周知。

事前周知のスケジュール(イメージ)

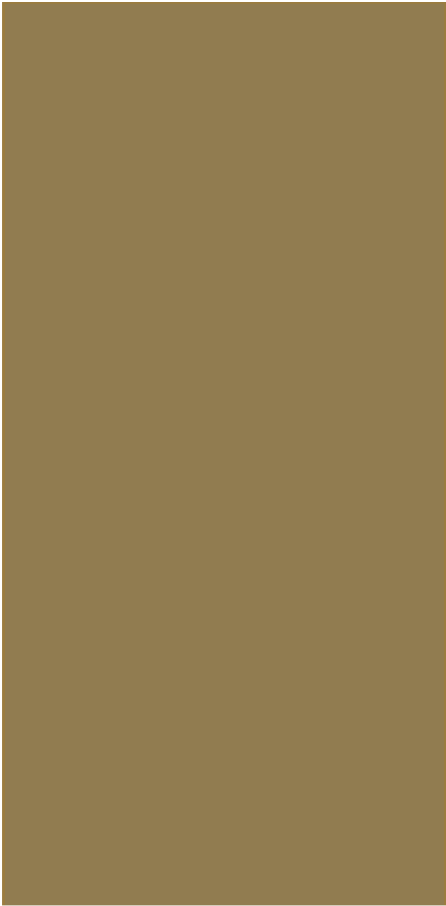


⚠ 事前周知の注意点

- ・ポスティング等の実施日を記載すること
- ・認定地番 全筆記載すること (代表地番+他○筆はNG)
- ・既設でも着工時期・運転開始時期を記載しておくのが安全

⚠ 質問受付の注意点

- ・質問の提出先となるメールアドレス、郵送先又はURLは、事業者のものとする
- ・変更認定申請の場合、変更後の新認定事業者の情報を記載する必要がある点に留意



チェックリスト/間違いやすいポイント

Chapter 5

The Association for Reciprocal Revitalization
of Renewable energy and Region

19

3. 説明会の開催案内の実施

【総論】 再エネ特措法上、説明会の開催予定日の2週間前までに「周辺地域の住民」への開催案内を行う必要がある。

- ・開催案内に説明会の開催日時及び開催場所を掲載する必要があることから、開催案内に先立って、「周辺地域の住民」の規模や範囲を踏まえ、合理的な日時及び場所を決定することが必要となる。

- ☐ (1) 説明会の開催予定日の2週間前までに、以下のいずれかの方法により、「周辺地域の住民」のうち居住者及び市町村から「周辺地域の住民」として加えるよう意見があった者に対して開催案内を行うこと。

 ・「周辺地域の住民」の範囲については、上記1.を参照。なお、「周辺地域の住民」への開催案内に実施漏れがあり不認定となった事例が報告されているため、注意が必要。

上記1.については次頁をご参照ください。

5. チェックリスト/間違いやすいポイント

間違いやすいポイント①-2

開催案内

チェックリスト P.11

1. 「周辺地域の住民」(説明会に出席する住民)の範囲の確定

法令・GL上の根拠、関係資料等

【総論】 再エネ特措法上、以下の範囲の「周辺地域の住民」に対して説明会を開催することとなる。また、開催案内(下記3.)も「周辺地域の住民」に対して行うこととなる。

施行規則第4条の2の3第2項第1号、GL p.8-9

□ (1) 定量基準の範囲内の居住者を確認すること。

施行規則第4条の2の3第2項第1号イ-ハ

・再エネ発電事業の実施場所(※1)の敷地境界線(※3)からの水平距離が、次の場合に応じて掲げる一定の範囲内の居住者(※4)は、「周辺地域の住民」に含まれる。

(i) 低圧電源の場合：100m

(ii) 高圧電源又は特別高圧電源の場合(※iii)の場合を除く。)：300m

(iii) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業(第一種事業に限る。)(※5)の場合：1km

(※1)「実施場所」とは、再エネ発電事業を実施する場所を意味し、原則として、再エネ特措法における発電設備(※2)の設置場所(地番単位)を指す。

(※2)「発電設備」とは、発電機のみならず、遮断器などの電気設備や、取水設備・水圧管路などの設備の設置場所を含む(バイオマス発電事業にあっては、燃料置場(ストックヤード)の場所を含む。)ものであり、送電線路は含まない。

・陸上風力発電の場合であって、変電所が風車から離れて設置される場合があっても、変電所も風車等と同様に周辺地域や周辺環境に影響を与えるおそれがあることから、変電所の周辺に係る定量基準の範囲を緩和することは不可。

(※3)「敷地境界線」とは、事業区画を区別するフェンス等ではなく、事業用地の土地の筆界を指す。

(※4)「居住者」とは、当該区域に住民票を有する者を指す。ただし、居住者が誰であるかを再エネ発電事業者が具体的に特定する必要はない。

(※5) 環境アセスメント対象事業について、申請に係る再エネ発電事業の実施場所が未確定の場合は、事業実施(想定)区域の敷地境界線からの距離を基準とすること。

※の部分もよく確認すること

パプコメ① #38

パプコメ① #39

パプコメ① #40

□ ・定量基準の範囲内に居住者が存在しないと考えられる場合は、下記(3)の市町村相談において、その旨を確認すること。

GL p.8-9

5. チェックリスト/間違いやすいポイント

間違いやすいポイント②

説明資料

チェックリスト P.18

6. 認定申請時に提出が必要となる資料の作成

施行規則第4条の2第2項第7号の3、GL p.25-26

- (5) 説明会開始時から質疑時間を含む議事の全てが終了するまでの間の内容についての議事録を提出すること。
 - ・主な説明内容と質疑時間の全部について作成し、質疑時間については逐語での議事録とすること。
 - ・「議事録」については、事務負担の効率化にも配慮し、逐語によるものを求める範囲は質疑応答の時間としている。
 - ・議事録が正確に作成されたことを確認するため、説明会の録音・録画に照らしてその内容を確認することが考えられる（以下7.(1)のとおり、録音・録画は保管の上、資源エネルギー庁から事後的な提出を求められる場合もあることに留意。）。
 - ⚠ □ ・（認定申請を行う事業者が説明を行ったことが確認できるよう）質疑応答以外の資料の読み上げを行った者の氏名等を記載すること。
 - ⚠ □ ・認定事業者の変更に伴う説明会の場合には、旧認定事業者及び新認定事業者の双方が出席したことが分かる形とすること。
 - ⚠ □ ・（開催案内通りの日時に開催されたことを確認できるよう）説明会の開始時刻及び終了時刻を記載すること。

パブコメ② #103

記載もれが多いのでご注意ください。
説明会資料にも明記した方がよい。

チェックリスト P.18

5. チェックリスト/間違いやすいポイント

間違いやすいポイント③

説明資料

チェックリスト P.24

2. 再エネ発電事業計画の概要

施行規則第4条の2の3第2
項第3号イ、GL p. 14-16

- ・認定申請時に提出する再エネ発電事業計画に記載する内容を説明することが必要となる。
- ☐ (1)「認定申請を行おうとする事業者」について説明すること。
 - ・認定事業者の変更に係る変更認定申請の場合、変更後の新認定事業者の情報を記載する必要がある点に留意。
- ☐ (2)「電源種」について説明すること。
 - ・太陽光発電設備等、電源種の記載が必要。
- ☐ (3)「設置形態」について説明すること。
 - ・例えば、太陽光発電設備における地上設置形態等の記載が想定されている。
 - ⚠️ ・上記のとおり、再エネ発電事業計画に記載する内容を説明すること。単に「営農型」とのみ記載した場合や、営農型太陽光発電設備であって、野立てと表示することは不十分。
- ☐ (4)「出力」について説明すること。
 - ・kW単位で出力を記載する必要がある。
 - ⚠️ ・単に「低圧電源」などと記載することは不十分。
- ☐ (5)「実施場所」について説明すること。
 - ・対象となる全ての地番を記載すること。
 - ⚠️ ・地番単位での説明が必要である。代表地番の記載では不十分。

「営農型」と「野立て」は区別
して書くこと

5. チェックリスト/間違いやすいポイント

間違いやすいポイント④

説明資料

チェックリスト P.25

3. 関係法令遵守状況

施行規則第4条の2の3第2
項第3号ロ、GL p.14-16

- ☐ (1) 以下の許認可等の手続に係る関係法令について、以下(2)の内容を記載すること。

・以下(2)のとおり、下記の関係法令(下記①～③)については、その手続による許認可等の取得が不要である場合も、その旨を説明することが必要である。したがって、配布資料/配布書面においては、下記の関係法令に基づく許認可等(下記①～③)の全てについて網羅的に記載する必要がある。

-  ☐ ・配布資料/配布書面においては、法令名や地方自治体固有の許認可名称等については、省略せず、**正式な法令名**を記載すること。

①再エネ発電事業の実施のために必要な認定申請要件許認可

- ☐ a. 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可(林地開発許可)
- ☐ b. 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項及び第30条第1項の許可
- ☐ c. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可
- ☐ d. 砂防法(明治30年法律第29号)第4条第1項(同法第3条において準用する場合を含む。)の規定に基づく制限として行う処分
- ☐ e. 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項及び第42条第1項の許可
- ☐ f. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可

②認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令に基づく許認可・届出等況

-  ・「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」については、説明会の実施時点における最新版の様式に準拠する必要がある。以下は資源エネルギー庁HPに掲載された2025年5月1日更新版に基づき記載しているところ、必ず最新の「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」を参照し、網羅性を確認すること。

該当しない場合においても、
網羅的に記載する必要があります。

パブコメ④ #21

間違いやすいポイント⑤

説明資料

チェックリスト P.26

4. 土地権原取得状況

施行規則 第4条の2の3第2
項第3号八、GL p.15-16

- ☐ (1) 「再エネ発電設備の設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得有無」について説明すること。

- ・土地所有者等のプライバシーの保護等の観点を踏まえ、土地に係る登記や、使用権原に係る契約書そのものを示す必要はない。

-  ・認定地番全てに係る土地使用権原の取得有無を記載すること。

代表地番のみの記載はNG
です。一覧化して取得状況
を全部記載すること

- ☐ (2) 【説明会開催時点で (1) を未取得の場合】 (1) の「取得状況」について説明すること。
 - ・取得の見込み（交渉中であること等）は、土地所有者等のプライバシーへ配慮しながら、可能な範囲内において、具体的に説明すること。

5. チェックリスト/間違いやすいポイント

間違いやすいポイント⑥

説明資料

チェックリスト P.27

6. 関係者情報

施行規則 第4条の2の3第2
項第3号ホ、GL p.15-16

・認定事業者の変更に係る変更認定申請の場合、変更後の新認定事業者（変更認定申請を行う事業者）の情報を記載する必要がある点に留意。

- ☐ (1) **【事業者が法人の場合】** 代表者の氏名を説明すること。
- ☐ (2) **【事業者が法人の場合】** 代表者の概要について説明すること。
- ☐ (3) **【事業者が法人の場合】** 役員の氏名を説明すること。
- ☐ (4) **【事業者が法人の場合】** 役員の概要について説明すること。
- ☐  ・氏名のみの記載では不十分であり、役職名などの概要も説明することが必要。
- ☐ (5) **【事業者が法人の場合】** 「主な出資者」（※1）について説明すること。

（※1）「主な出資者」とは、以下の者をいう。

- (i) **【認定事業者が持分会社の場合】** 事業者の社員
- (ii) **【認定事業者が株式会社の場合】** 事業者に対する議決権を保有する株主のうち、上位5位までの者
- (iii) **【匿名組合出資が行われている場合】** 事業者に対する全ての匿名組合出資のうち、上位5位までの出資持分を保有する者
- (iv) 上記 (i)～(iii) の者の親会社（※2）

（※2）「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。⇒したがって、直接の親会社だけでなく間接の親会社も含まれる。

- ☐ (6) 「予定している保守点検責任者」について説明すること。

 ・保守点検責任者が法人である場合は、代表者名（責任者名）も記載すること。

7. 事業の影響と予防措置

施行規則第4条の2の3第2
項第3号へ、GL p.16-21

- ☐ (4) **【全電源対象】「再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等」**について、以下の全ての説明事項について説明すること。

施行規則第4条の2の3第2
項第3号ト、GL p.16-17,21

・認定申請時に提出する再エネ発電事業計画に記載する内容と整合的であることが想定される。

 ・特に「再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等」に関しては、説明・記載漏れが多く、網羅的な説明・記載がなされていることを入念に確認することが望ましい。

- ☐ ①設備の廃棄に係る**廃棄費用の総額**

-  ☐ ②**廃棄費用の算定方法**

・算定式の記載が必要である。

- ☐ ③**廃棄費用の積立開始時期**

- ☐ ④**廃棄費用の積立終了時期**

-  ☐ ⑤**廃棄費用の毎月の積立単価**

・調達価格（FIT価格）又は基準価格（FIP価格）の単価に基づくkWh単価のみでは足りず、**月次換算した単価の説明を要する。**

5. チェックリスト/間違いやすいポイント

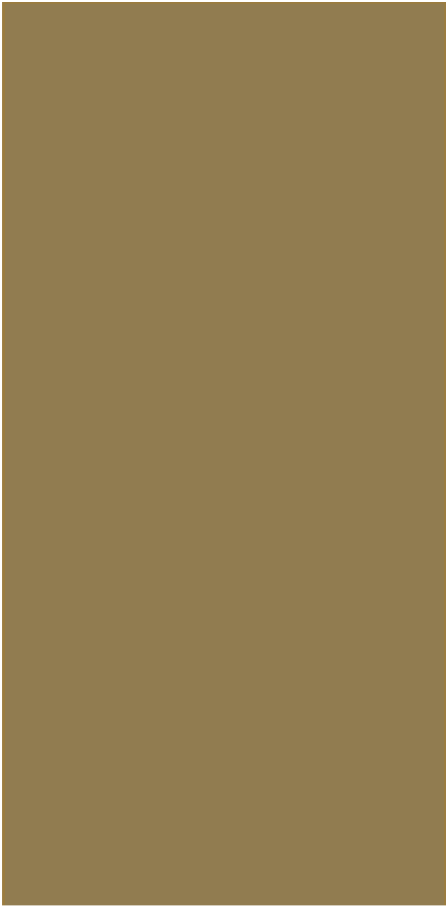
間違いやすいポイント⑦-2

説明資料

チェックリスト P.33

- ☐ ⑥【太陽光発電事業の場合】太陽光パネルのメーカー名
- ☐ ⑦【太陽光発電事業の場合】太陽光パネルの製造期間
-  ☐ ⑧【太陽光発電事業の場合】太陽光パネルの鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質の含有情報
-  ☐ ⑨設置に伴って発生する産業廃棄物の種類（汚泥、コンクリートがら、その他廃材等）ごとの排出見込量
 - ・産業廃棄物又は残土が発生しないことが見込まれる場合、発生しないことについて明確に説明する必要がある。
-  ☐ ⑩設置に伴って発生する残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出見込量
 - ・産業廃棄物又は残土が発生しないことが見込まれる場合、発生しないことについて明確に説明する必要がある。
-  ☐ ⑪解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類（汚泥、コンクリートがら、その他廃材等）ごとの排出見込量
 - ・産業廃棄物又は残土が発生しないことが見込まれる場合、発生しないことについて明確に説明する必要がある。
-  ☐ ⑫解体工事に伴って発生する残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出見込量
 - ・産業廃棄物又は残土が発生しないことが見込まれる場合、発生しないことについて明確に説明する必要がある。
-  ☐ ⑬廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令への遵守体制等
 - ・遵守体制等につき具体的に説明することが必要である。例えば、運搬業者や処分業者への委託、廃棄物の情報提供や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等、産業廃棄物処理法の規定に即した遵守体制の説明を具体的に行うことが考えられる。

発生しない場合でも、
発生しないことについて明
確に説明が必要。



終わりに

Chapter 6

The Association for Reciprocal Revitalization
of Renewable energy and Region

6. 終わりに

私たちの仕事はクリーンで持続可能なエネルギーをつくる仕事です。

今だけでなく将来のために、都市だけでなく地域のために、みんなのためにできることがないか。

再生可能エネルギーに携わる事業者はさることながら、

日本の脱炭素社会の実現や地域活性に向けて取り組む事業者が集まり、

相互発展を目指していきます。

End of File